

たが如き警駭と不安とを段々おられた。彼等は直ちに此の暴挙に對抗すべく関東印刷労働組合小石川支部に集合し、(一)未拂五月分貸金要求と、(二)解雇手当要求とにつき協議し、頭取へ本十四日代表者として曾孫社長と会見せしめたりと何等要領を得ることなく退散した。

四 要求書提出

五月十五日前日の社長との会見に於て要領を得ること能はざりしに鑑み本日渡辺廣吉外二名は代表者として左記の要求書を会社に提出した。

要求事項

- 一 解雇手当百日分支給の事
- 二 事件解決迄給料を支給すること
- 三 雨澤邸の都合は現従業員を使用すること
- 此に對して會社は貸金として金七百円を支給した
- 職工側は内金として受領した
- 五 対策として工場管理を協議す

業務多忙にして夜業をこへ必要といたる会社が一朝にして解散を宣し金従業員解雇を断行したる突如の行動には多大の不審と疑惑の点があつた。此如に於て職工側は私に解散の動機と原因を探索したるに、会社理由として「如く営業不振にて財政難を来したる結果解散の止むおきに到つたと云はんよりは、寧ろ重役間の軋轢と反目とにより且つ重役中に不正行為に出で独り利益を壟断するの力を生じた結果財政難に陥らしたため社長は自暴自棄的に解散を決定したるが如き内状と原因の伏在するを明白に知悉し得たので、愈々今社解散の必要を認むるを得ざるに至つた。依つて更に問題を一轉し対策を協議すべく十五日夜小石川支部に於て集合し種々協議を重ねたる結果(一)事業継続並に営業係負の更迭を要求すること(二)工場管理を敢行し営業を継続すること(三)既(三)工場管理の要求は暫時保留して、極力工場管理の方針にて